

今回から

免責4日

も選択できます

# 第2休業保障

病気やケガで診療できなくなったときのために

月額 300万円まで補償

既往症があっても  
告知すれば加入できます

\* 加入できない疾病もあります(例:糖尿病)

掛金は法人負担で損金に

\* 個人事業主が加入者の場合は必要経費不可

74歳まで加入可

\* 満75歳になった後の3月末で脱退

掛金の20%が戻る

\* 1年間保険金請求がない場合

就業不能 5日めから補償

\* 免責4日と7日のどちらかを選択できます

告知は診査なし

ケガや病気は思いもかけないときにやってきます。そんな時、万一の備えさえあれば、安心して治療に専念できます。

この「第2休業保障」は、従来からの「保険医休業保障」とは別の制度として発足し、ご利用いただけてきました。現在、「保険医休業保障制度」の新規や増口のお申し込みをお受けすることができなくなっていますので、「休業保障に入りたかった」「給付額を増やしたい」という先生方は、この機会にぜひご加入ください。

保険医協会・保団連は、自主共済制度である保険医休業保障を保険業法の適用除外とすることを求めて運動しています。また、保険医休業保障を新たな制度に移行する場合でも、可能な限り現行の制度内容を維持した形で移行ができるよう検討を進めています。

受付期間 2/1~3/10

加入資格

保険医協会の会員で、現在健康で業務に従事されている方

保険金額

補償月額 1口 10万円  
(30口まで)

給付期間 1年間

免責期間 7日間または

4日間

1口あたり掛金

加入年齢	免責期間	
	7日間	4日間
25~29歳	950円	1,080円
30~34歳	1,170円	1,330円
35~39歳	1,460円	1,570円
40~44歳	1,820円	1,960円
45~49歳	2,180円	2,280円
50~54歳	2,520円	2,650円
55~59歳	2,700円	2,780円
60~64歳	2,840円	2,920円
65~69歳	3,410円	3,500円
70~74歳	5,680円	5,840円

今回より、新規加入の際に、免責期間4日を選択できるようになりました。またこの時期、既加入の方も4日への変更が可能です。(ただし告知が必要です。)

\* 「加入年齢」とは、本年4月1日現在の満年齢のことをいいます。

お問い合わせは

石川県保険医協会 共済部

TEL:076(222)5373 FAX:(231)5156

取扱団体: 保団連北信越ブロック

取扱代理店: (有)ヒポクラテス